佐賀県規則第5号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県手数料条例施行規則(平成12年佐賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
手数料	区分	額		手数料	区分	彮	Į	
1~9 略				1~9 略				
10 特定任意 講習手数料	(1) <u>チャレンジテス</u> <u>ト</u>	略		10 特定任意 講習手数料	(1) <u>チャレンジ講習</u>	略		
	(2) 特定任意高齢者 講習	<u>1,500円</u>			(2) 特定任意高齢者 講習		1,800円	
	(3) 略				(3) 略			
備考略				備考略				

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。